五　入居者の健康状態、要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）その他の事情を勘案し、第一号イ及びロに掲げる者のいずれかが、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないこととしても当該入居者の処遇に支障がない場合（同号イ及びロに掲げる者のいずれかが、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないことについて、あらかじめ、当該入居者の承諾を得た場合に限る。）にあっては、同号から前号までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当すること。

イ　第一号から前号までの基準に該当すること。

ロ　第一号イ及びロに掲げる者のいずれかが、次に掲げるところにより、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

(1)　状況把握サービスを、第二号の規定に従い、提供すること。ただし、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、同号に規定する方法を当該居住部分への訪問とすること。

(2)　各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

(3)　夜間を除き、生活相談サービスを、電話その他の適切な方法により提供すること。

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十条　法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　登録事業者が第六条第十一号に該当する場合にあっては、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報

四・五　（略）

（都道府県知事による登録事務の引継ぎ）

第二十四条　都道府県知事は、法第二十八条第三項に規定する場合及び法第三十九条第一項の規定により行っている登録事務を行わないこととする場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（指定登録機関による登録事務の引継ぎ）

第二十八条　指定登録機関は、法第三十九条第三項に規定する場合（都道府県知事が、同条第一項の規定により行っている登録事務を行わないこととする場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

備考

1．登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

2．国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第２号。以下「施行規則」という。）第７条第１項ただし書の規定により同項第１号から第５号までに掲げる書類の添付を省略する場合には、その旨を余白に記載すること。

（新設）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第二十条　法第十七条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　登録事業者が第六条第十号に該当する場合にあっては、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報

四・五　（略）

（登録事務の引継ぎ）

第二十四条　都道府県知事は、法第二十八条第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（登録事務の引継ぎ）

第二十八条　指定登録機関は、法第三十九条第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

別記様式第一号（第四条関係）

（略）

備考　登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。